

令和 6 年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 28 日

東京都北区監査委員	佐藤	明充
同	西村	泰信
同	ふるた	しのぶ
同	石川	さえだ

6北地地第3245号
令和7年 3月24日

北 区 監 査 委 員 殿

東京都北区長

山 田 加 奈 子



令和6年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和6年12月25日付け6北監第1653号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

「公益法人会計基準」（内閣府公益認定等委員会 改正令和2年5月15日）では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない。」（第1総則3（1））とし真実性の原則・明瞭性の原則を定めている。

公益財団法人北区文化振興財団（以下「財団」という。）の令和5年度正味財産増減内訳書によると、各会計に経常収益として計上されている区からの補助金や委託料が、他会計の経常費用に充てられている事例が以下のとおり見受けられた。

① 財団は、区から文化芸術活動拠点ココキタ、豊島北スポーツ多目的広場及び豊島北コミュニティアリーナの受付、施設管理業務等を受託している。

財団は、当該受託業務に係る委託料 13,542,000 円を収益事業等会計の経常収益に全額計上している。

一方、支出については、ココキタの管理運営経費として公益目的事業会計に、30%を豊島北スポーツ多目的広場及び豊島北コミュニティアリーナの管理運営経費として、収益事業等会計にそれぞれ計上している。



その結果、収益事業等会計においては、8,883,336 円の黒字となり、1,069,262 円の法人税等が課されることとなった。

② 財団は、その運営に要する経費の一部として、区から、補助金 31,952,204 円を受け、法人会計の経常収益に計上している。その中には、租税公課分（消費税中間納付分、収入印紙）の金額 2,226,100 円が含まれている。

一方、経常費用のうち租税公課は、法人会計ではなく、公益目的事業会計に 1,958,619 円、収益事業等会計に 267,481 円を計上している。

以上のとおり、収入と支出が対応していない処理が一部で行われており、その影響は法人税額等にも及んでいるが、現行の経理区分の理由について明確な説明はなかった。

区が基本財産の全額を出資している財団の運営実態を、決算報告である正味財産増減内訳書に正確かつ明瞭に反映させることは極めて重要であり、実態に即した会計処理となるよう改善を図られたい。

(公益財団法人北区文化振興財団)
(地域振興課)

措置内容

今後の正味財産増減内訳書の作成にあたり、当財団会計監事及び王子税務署、ならびに主務官庁である東京都生活文化スポーツ局管理法人課公益法人担当からの助言をふまえ、改善策を検討しました。

- ① ココキタの管理運営にかかる収支は「公益目的事業会計」に計上し、豊島北スポーツ多目的広場及び豊島北コミュニティアリーナの管理運営にかかる収支は「収益事業等会計」に計上します。
- ② 租税公課について、「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」それぞれの区分に計上される経常費用に対応するよう、経常収益においても区補助金収入に対応する区分ごとに計上します。

以上のとおり、正味財産増減計算書において、収入（経常収益）と支出（経常費用）の会計区分が一致するよう改め、実態に即したわかりやすい会計処理に努めます。

(公益財団法人北区文化振興財団)
(地域振興課)



6北福地第2810号

令和7年 3月 6日

北 区 監 査 委 員 殿

東京都北区長

山 田 加 奈 子



令和6年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和6年12月25日付け6北監第1653号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 意見・検討事項

社会福祉法人北区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、令和5年度決算で1億1,164万円余の赤字を計上している。平成29年度以降7期連続の赤字であり、これにより当期末繰越活動増減差額（剰余金の累積額）は、4億3,287万円余に減少し、現状のまま推移すると経営状況は一段と厳しさを増すと憂慮される。

事業団は、指定管理者として区から運営を委託されている高齢者福祉施設など7つの拠点区分ごとに会計処理を行っているが、このうち、事業団本部、2つの特別養護老人ホーム以外の4拠点区分では、債務超過の状態にある。

とりわけ、滝野川西高齢者在宅サービスセンター拠点区分では、令和3年度より毎年、特別養護老人ホーム上中里つつじ荘拠点区分から運営資金の短期借入を行っており、総額は3,300万円に上っているが、現状では収支が赤字のため、今後の返済の目途が立てられない状況にある。

こうした状況を受け、事業団では、現在、「緊急財政再建策」の策定に取り組んでいるが、経営状況の改善に向けては、2つの特別養護老人ホームを含むすべての事業や執行体制の抜本的な見直しが必要である。施設を利用する区民にも配慮しつつ、基本財産の全額出資者である区とも十分協議の上、速



やかに再建策の策定・実施を進められたい。

(社会福祉法人北区社会福祉事業団)

(地域福祉課)

措置内容

令和6年9月にとりまとめた「緊急財政再建策・中間まとめ」を踏まえ再建策を策定し、令和7年度以降において策定した再建策に着実に取り組んでいく。その際、事業運営については、区と十分協議を行い、財務状況を改善していくことといたしたい。

(社会福祉法人北区社会福祉事業団)

(地域福祉課)